

協会と中間処理業者との間の補助事業実施契約書

塩化ビニル管・継手協会（以下「甲」という）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、熊本地震により被災した地域において、廃材となった塩化ビニル管・継手（以下「塩ビ管」という。）をリサイクル処理するため、甲乙相互に協力することを約し、次の通り契約を締結する。

(法の遵守)

第1条

甲及び乙は、廃材となった塩ビ管をリサイクル処理するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守するものとする。

(乙の役割)

第2条

1. 乙は、甲が認定した復旧工事業者が汚れ落とし又は切断した塩ビ管を受け入れ、異物除去の処理を行う。なお、切断していない塩ビ管は切断の上、異物除去の処理を行う。
但し、リサイクル材として使用が困難なものについては、関係法令に従い別途の処分を行う。
2. 乙は、選別及び異物除去の処理をした塩ビ管をリサイクル処理業者Aに運搬する。
3. 乙は、選別及び異物除去の処理を行った量を記録し、当該事業の事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い時期までに、別紙4の様式により、協会に対し実績報告書を添付の上、補助金の請求をするものとする。ただし、事業が複数年度にまたがる場合は、次年度事業実施分について本項の規定を準用する。

(甲の役割)

第3条

甲は、審査の上、乙が実施した補助対象事業に係る経費を補助する。

(契約有効期限)

第4条

本契約の有効期限は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。
但し、甲乙協議の上、延長することができる。

(認定事業者の認定取り消し等)

第5条

1. 甲は、乙が認定事業者としての認定基準を満たさなくなった場合又は、甲の名誉を著しく毀損した場合は、認定を取り消すものとする。なお、その場合は、原則、補助金は支払わないものとする。
2. 甲又は乙の責務に起因する損失が生じた場合には、それぞれが負担する。

(規定外事項)

第6条

本契約に規定のない事項は、甲乙協議の上解決する。

上記契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所 東京都港区元赤坂1-5-26
名称 塩化ビニル管・継手協会
代表者 会長 田畑 勝治

(乙) 住所
名称
代表者